

労働協約改訂交渉 会社回答

「年間休日数118日→119日に」

「全ての業務用自動車に

衝突防止補助装置の導入」



国労西日本

国労西日本本部

No.235

発行責任者 井戸敏光
編集責任者 羽柴二郎

安全を守る
職場風土へ
変える先頭に

9月15日、西日本会社は申1号及び申2号における労働協約改定交渉の回答を行ってきました。

冒頭会社側は、「8月20日の第1回交渉から4回にわたる真摯な議論を重ねてきた。これまでの交渉を踏まえ、本日精一杯の判断として最終回答を提示する。世間の水準からみても遜色ないレベルにあると認識している。働き甲斐を向上させ、高いパフォーマンスを発揮できる環境を作り上げることが重要。ワークとライフ双方を高める形で、ワークライフバランスを充実させることによって生産性の向上ひいては当社の持続的発展につなげていきたい。今次交渉の結論が円満に得られるよう要望する」とし、回答を提示した。組合側は、「この間議論を積み重ね、要求が前進した面は評価するが、まだまだ至らない点も多くある。労働組合として今後も議論していきたい。今回の回答は、持ち帰り検討とする」とした。国労西日本本部は、今回の回答を受け9月18日の第2回執行委員会及び第1回地方代表者会議を開催し判断を行う。

『会社回答』

勤務制度等の改正について

- 1 休日等の取扱いについて
第2種休日制の休日等の取扱いについて、年間において119日の休日を付与することとする。

また、第1種休日制の休日等の取扱いにおける特別休日のうち、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日については、平成26年5月30日公布までの改正内容によるものとする。

- 2 介護予防サポート休暇（無給）の新設について

介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく要支援又は要介護の認定を受けている対象家族を支援又は介護する場合に、介護予防サポート休暇（無給）を付与する。付与日数は各年度に5日以内の必要な時間又は日とする。

なお、対象家族については、介護休職等の取扱いに関する協定に定めるところによる。

3 短日数勤務制度における

短日数指定日の取扱いについて
短日数勤務制度における短日数指定日の指定について「1箇月に4日」としているところ、「1箇月に2日又は4日」とする。

4 育児等を理由に退職等した

社員等に対する再就職支援の取扱いについて
登録された者が、再就職支援制度によらず再就職した場合、支援は終了しないこととする。

5 適用対象者

- (1) 第1項、第2項、第3項については社員に対して適用する。
- (2) 第4項については、社員、シニア社員及びシニアリーダー社員に対して適用する。

6 実施期日

(1) 第1項、第2項、第3項については平成28年4月1日から適用する。

(2) 第4項については、平成27年10月1日から適用する。

賃金制度の改正について

1 割増賃金における1時間当り賃金額の算式について
割増賃金における1時間当り賃金額の算式の適用区分の数値について、「乗務員」を1770から1762に変更する。

2 賃金減額における1時間当り

賃金額の算式について
賃金減額における1時間当り賃金額の算式の年間所定労働時間数について、「日勤、変形」を1915時間から1907時間に、「乗務員」を1771時間から1763時間にそれぞれ変更する。

3 祝日等勤務手当における

祝日等の取扱いについて
祝日等勤務手当の対象となる祝日等について、適用する国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）を、平成26年5月30日公布までの改正内容によるものとする。

4 適用対象者

社員に対して適用する。

5 実施期日

平成28年4月1日から適用する。

契約社員の業務遂行に係る
きめ細かな把握等について

1 実施内容

契約社員について、業務習熟の程度等を確認することを目的として「業務遂行状況確認項目」を策定する。

また、確認した内容等に基づき、個人面談を実施し、指導・フォロー等の充実を図る。

2 実施期日

平成27年12月1日以降準備出来次第実施する。

契約社員を対象とする
社員採用における
選考試験対象者の
見直しについて

1 実施内容

契約社員を対象とする社員採用における対象者の基準について、「採用予定日の前日まで、契約社員として雇用される期間が継続して2年以上3年未満となる見込みである者のうち、勤務成績が特に優秀であり所属長の推薦を受けた者」を追加する。

なお、当該基準を満たして選考試験を受験した場合について、受験回数は3回までとする。

2 実施期日

平成28年4月1日以降を社員採用予定日とする選考試験から適用する。

休養室への高機能寝具の
導入について

1 実施内容

駅、乗務員区所、車両区所、指令の休養室を対象に、高機能寝具を導入する。

2 実施期日

平成27年10月以降準備出来次第実施する。

防水性に特化した
雨具の試行導入について

1 実施内容

ウインドブレーカー（作業用）の着用者の一部を対象に、防水性に特化した雨具を試行的に導入する。

2 実施期日

平成27年12月以降準備出来次第実施する。

要求一步前進
優等列車車掌
夏季ネクタイ未着用

優等列車車掌
夏季ネクタイ未着用

8月24日、本社より、接客盛夏シャツ（半袖）着用時のネクタイの取り扱いについて、「熱中症予防の環境としてネクタイ不着用とする」との説明があった。

国労がこの間、強く要求してきたものが前進したものである。さらに、要求前進に向け職場で大きな声を上げていこう。

業務用自動車への
衝突防止補助装置の
導入について

1 実施内容

業務用自動車に自動車衝突防止補助システムを設置する。

2 実施期日

平成27年10月以降準備出来次第実施する。

【お詫びと訂正について】

「国労西日本NO・234」に掲載した西日本委員の氏名に誤りがありました。左記に訂正し、お詫びいたします。

- 「誤」 米子地方本部 浅井 浩二 代議員
- 「正」 米子地方本部 北村 健一 代議員

「口頭回答」

西日本会社は、労働協約改定交渉の最終回答のなかで、「新制服の導入について」「組合掲示板（補助板）の設置」「女性社員に特化した掲示板の運用拡大について」を「口頭回答」として行ってきた。



「がん」の保障 <生きるためのがん保険Days(デイズ)>		「生きる」を創る。Afiac					
保険期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新) 契約年齢：0歳～80歳、 スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円の場合		◆月払保険料(団体取扱) (2011年4月1日現在) 生きるためのがん保険DAYS(デイズ) スタンダードプラン 入院給付金日額10,000円 定額タイプ 保険料払込期間：終身(抗がん剤治療特約は10年更新)					
初めて診断確定されたとき	がんの場合	一時金として	100万円	35歳	45歳	55歳	65歳
診断給付金	上皮内新生物の場合	一時金として	10万円	男性	3,656円	5,608円	9,360円
入院したとき	入院給付金	1日につき	10,000円	女性	3,734円	5,274円	6,864円
通院したとき	通院給付金	1日につき	10,000円				
手術したとき	手術治療給付金	1回につき	20万円	<がん保険更新後の更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。>			
放射線治療を受けたとき	放射線治療給付金	1回につき	20万円	<募集代理店> アベニール株式会社 TEL: 03-3437-6810 FAX: 03-3437-6822 〒105-0004 東京都港区新橋5-15-5 交通ビル3F			
抗がん剤治療を受けたとき (上皮内新生物は対象外)	抗がん剤治療給付金	抗がん剤治療を受けた月ごとに 1カ月 乳がん・前立腺がんのホルモン療法とき 1カ月	10万円 (すべての保険期間を通じ 通算600万円まで) 5万円	<引受保険会社> アフラック 東京第三法人営業部 〒163-0458 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル 当社保険に関するお問い合わせ・各種お手続き コールセンター 0120-5555-95			
	プレミアムサポート	訪問面談サービスと専門医紹介 (このサービスは、株式会社 法研が提供するサービスです)					
◎詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。		AF007-2011-0186 4月25日					